

許 可 証

名取市指令第 776 号

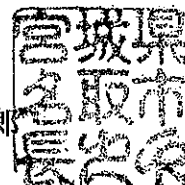
住 所 柴田郡大河原町字新南 5 9 番地 8

氏 名 株式会社モトキ
代表取締役 本木 拓也

平成 27 年 3 月 31 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可する。

平成 27 年 5 月 18 日

名取市長 佐々木 一十郎



1 事業所の所在地及び名称	柴田郡大河原町字新南 5 9 番地 8 株式会社モトキ
2 事業の範囲	名取市域における一般廃棄物(事業系・家庭系)の収集運搬
3 一般廃棄物の種類	事業系及び家庭系一般廃棄物(ごみ)
4 一般廃棄物の搬入先又は処分先	名取クリーンセンター
5 許可の期間	平成 27 年 5 月 18 日 から 平成 29 年 5 月 17 日 まで
6 営業の区域	名取市内全域
4 指示事項	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法規を遵守し、一般廃棄物の適正かつ効果的な処理を行い、環境保全と公害防止に万全を期すること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則に違反した場合は許可を取消すことがあること。 (3) 各月の実績を翌月末日までに提出すること。 (4) 本業務の遂行にあたっては、別紙許可に当たっての留意事項他、市の指示に従うこと。



様式第2号（第3条関係）

岩沼市指令市民経済第240号

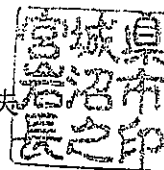
一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 柴田郡大河原町字新南59番地8
氏名 株式会社モトキ
代表取締役 本木拓也

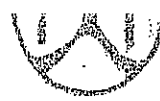
平成27年2月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成27年 2月20日

岩沼市長 菊地 啓 夫



1 営業の種類	一般廃棄物の収集及び運搬
2 許可の期間	平成27年4月16日から平成29年4月15日まで
3 営業区域	岩沼市全域
4 運搬先又は処分先	亙理名取共立衛生処理組合 亙理清掃センター
指示事項 業務の遂行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令を厳守するとともに市の指示に従い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めること。	



様式第2号 (第3条関係)

亶理町指令第841号

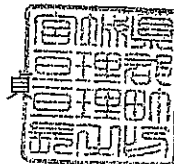
一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 柴田郡大河原町字新南59番地8
 氏名 株式会社 モトキ
 代表取締役 本木拓也

平成26年 6月23日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成26年 7月18日

亶理町長 齋藤



1 営業の種類	燃えるごみ、資源ごみ、粗大ごみの収集及び運搬
2 許可の期間	平成26年 7月22日 ~ 平成28年 7月21日
3 営業区域	亶理町全域
4 搬入先又は処分先	亶理名取共立衛生処理組合 亶理清掃センター
指示事項	
<p>1 業務にあたっては、亶理町一般廃棄物の処理計画の方針に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び亶理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</p> <p>2 前1号の条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある。</p> <p>3 業務を受託した場合、一般廃棄物処理業務実績報告書を四半期（4、5、6月分を7月、7、8、9月分を10月、10、11、12月分を1月、1、2、3月分を4月）ごとに提出のこと。</p>	



様式第3号（第3条関係）

山元町許可第27号

一般廃棄物収集運搬業許可証

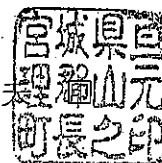
住 所 柴田郡大河原町字新南59番地8

氏 名 株式会社 モトキ

平成26年8月6日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成26年8月12日

山元町長 齋藤 俊夫



営業所の所在地及び名称		柴田郡大河原町字新南59番地8 株式会社 モトキ
事業の範囲	収集・運搬の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)
許可期間		平成26年9月1日から 平成28年8月31日まで
廃棄物収集を行うことができる区域		山元町全域
廃棄物の搬入先又は処分先		亘理名取共立衛生処理組合 「亘理清掃センター」
指示事項		
1 業務にあたっては、山元町一般廃棄物処理計画の方針に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び山元町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。		
2 前1号の条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある。		
3 業務を受託した場合、一般廃棄物収集運搬業実績報告書を月毎に提出すること。		



第325号

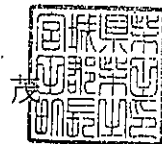
一般廃棄物処理業許可証

指定業者 住所 大河原町字新南 59 番地 8
名称 株式会社モトキ
氏名 本木 拓也

廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条、浄化槽法第35条並びに柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条及び第13条の規定により許可する。

平成27年2月25日

柴田町長 滝口



- 一般廃棄物 収集運搬
・可燃物, 不燃物, 資源物, 粗大ごみ
1. 営業の種類 一般廃棄物 運搬
・特定家庭用機器
(廃家電4品目、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)
2. 許可の期間 平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで
3. 指示事項
- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び、仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
 - 2) 一般廃棄物のうち、可燃物は大河原衛生センターに、不燃物は仙南リサイクルセンターに、特定家庭用機器は指定引取場所に搬入すること。
 - 3) 廃棄物の搬入にあたっては、廃棄物処理施設の指示に従うこと。
4. その他
- 1) 本業務を継続して行う場合は、許可期間満了1ヵ月前に許可申請すること。
 - 2) 3. 指示事項に違反した場合は許可を取り消すことがある。

様式第7号の1

許可第2号

一般廃棄物処理業許可証

住所 宮城県柴田郡大河原町字新南59番地8
氏名 株式会社モトキ
代表取締役 本木 拓也

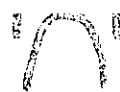
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可したことを証する。

平成27年3月23日

大河原町長 伊勢



許可番号	2
事業所の所在地	宮城県柴田郡大河原町字新南59番地8
事業所の名称	株式会社モトキ 代表取締役 本木 拓也
取扱廃棄物	事業系一般廃棄物、有害なもの以外の家庭系一般廃棄物（臨時・粗大）、家電4品目
事業内容	一般廃棄物処理業（上記取扱廃棄物の収集・運搬）
営業の区域	大河原町全域
許可期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで
許可条件	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 2. 収集した一般廃棄物の運搬先は大河原衛生センター及び仙南リサイクルセンターとし、搬入にあたっては、センター側と事前に十分協議すること。 3. 家電リサイクル品は家電リサイクル法指定取引場所へ搬入すること。 4. 本業務を継続して行う場合は、期間満了1ヶ月前に許可申請すること。 5. 各月の実績を翌月末日まで報告すること。



様式第5号（第3条関係）

許 可 証

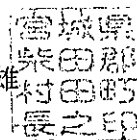
村田町指令第58号

(住所又は所在地) 宮城県柴田郡大河原町字新南59番地8
(氏名又は名称及び
代表者氏名) 株式会社 モトキ
代表取締役 本 木 拓 也

平成27年5月22日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成27年5月28日

村田町長 佐藤 英 雄



- 許可の有効期間 平成27年 5月28日から
平成29年 3月31日まで
- 営業区分
収集及び運搬
- 取り扱う一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物（可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみ。但し、有害物質は除く。）
家庭系一般廃棄物（臨時・粗大ごみ）、家電4品目
- 一般廃棄物の収集区域
村田町全域
- 処分の方法または一般廃棄物の搬入先
仙南地域広域行政事務組合 角田衛生センター
" 仙南リサイクルセンター
- 条件
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に従い、一般廃棄物の適正かつ効果的な処理を行い、環境保全と公害防止に万全を期すること。
 - 一般廃棄物収集運搬業の実績を月ごとに種類毎・排出者（場所）等の取扱いをまとめ、翌月10日まで報告書を提出すること。
 - 本業務を継続して行う場合は、期間満了1ヵ月前まで許可申請をすること。
 - 本業務の遂行にあたっては、搬入施設の管理者及び町の指示に従うこと。



様式7号1 (第7条関係)

許 可 証

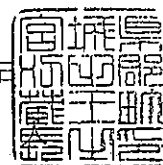
蔵王町指令第494号

(住所又は所在地) 柴田郡大河原町字新南59番地8
(氏名又は名称及
び代表者氏名) 株式会社 モトキ
代表取締役 本木拓也

平成27年2月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成27年 2月23日

蔵王町長 村上 英



記

- 許可の有効期間 平成27年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで
- 営業の区分 収集・運搬
- 取り扱う一般廃棄物の種類 可燃ごみ・可燃性粗大ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみ
- 営業の区域 蔵王町全域
- 取り扱う一般廃棄物の搬入先又は処分先
仙南地域広域行政事務組合 仙南リサイクルセンター
仙南地域広域行政事務組合 角田衛生センター
- 条 件
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、一般廃棄物の適正処理に万全を期すること。
 - 本業務の遂行にあたっては、処理施設管理者及び町の指示に従うこと。
 - 本業務の実績報告を取りまとめの上、翌月10日までに報告書を提出すること。
 - 本業務を継続して行う場合は、期間終了1ヶ月前に許可申請をすること。

様式第7号（第4条関係）

白石市指令第 903 号

住所 柴田郡大河原町字新南59番地8

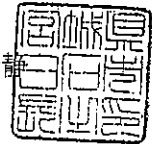
氏名 株式会社 モトキ

代表取締役 本木 拓也 様

平成26年7月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、下記のとおり許可する。

平成26年 7月9日

白石市長 風間 康晴



記

1 営業の種類	一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ）の収集運搬
2 許可の期間	平成26年8月3日から平成28年8月2日まで
3 営業の区域	白石市全域
4 指示事項	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理・運搬等を行う場合は、臭気等による苦情が発生しないよう注意すること。</p> <p>(3) 一般廃棄物収集運搬業の実績報告書は毎月提出すること。</p> <p>(ア) 提出期限は翌月10日までとする。</p> <p>(イ) 報告書の様式は、白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定によること。</p> <p>(4) 災害等の非常の際は、優先的に市の要請に協力すること。</p> <p>(5) 業務を行う上で疑問があれば、事前に市と協議すること。</p> <p>(6) 継続してこの業を行う場合は、期限終了1月前までに許可の申請をすること。</p> <p>(7) これらの事項に違反した場合は、許可を取り消す場合もある。</p>



一般廃棄物処理業許可証

大河原町字新南59番地8
株式会社 モトキ
代表取締役 本木 拓也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の許可を受けたものであることを証する。

平成27年6月11日

角田市長 大友 喜助



事業の範囲	業種	一般廃棄物の収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電4品目
許可の期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで	
事業区域	角田市全域	
許可の条件	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、角田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</p> <p>(2) 収集・運搬できる一般廃棄物には、し尿及び浄化槽汚泥は含まれない。</p> <p>(3) 収集した一般廃棄物のうち可燃ごみ及び可燃性粗大ごみについては角田衛生センターに、資源ごみ、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは仙南リサイクルセンターに搬入し、これについては同組合と事前に十分協議すること。また、家電リサイクル4品目については、家電リサイクル法指定引取場所へ搬入すること。</p> <p>(4) 廃棄物の収集・運搬を行う場合は、飛散及び流出並びに悪臭漏れが生じないように注意すること。</p> <p>(5) 本業務を継続して行う場合は、期間満了1ヶ月前に許可申請すること。</p>	



一般廃棄物処理業許可証

丸森町指令第734号

住所 柴田郡大河原町字新南59番地8

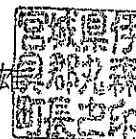
氏名 株式会社 モトキ

代表取締役 本木 拓也

平成26年10月16日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可する。

平成26年10月29日

丸森町長 保科 郷



記

1 事業の範囲	一般廃棄物の収集運搬
2 許可の期間	平成26年12月1日から平成28年11月30日まで
3 許可区域又は区分	丸森町全域
4 許可の条件	【収集運搬できる一般廃棄物の範囲】 ・家庭系ごみ（臨時・粗大） ・事業系ごみ（臨時・粗大） ・家電リサイクル対象品
5 指示事項	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、丸森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</p> <p>(2) 営業は、土地建物の占有者の求めに速やかに対応するとともに、住民の生活環境の保全上支障が生じないよう適性かつ効果的に行うこと。</p> <p>(3) 生活環境の保全のため又は一般廃棄物処理計画を円滑に推進するため、町長が別に指示する事項は遵守すること。</p> <p>(4) 処分先は、仙南地域広域行政事務組合中間処理施設とし、搬入については同組合と事前に充分協議すること。家電リサイクル対象品については、家電リサイクル法指定引取場所へ搬入すること。</p> <p>(5) 災害等の非常の際は、優先的に町の要請に協力すること。</p> <p>(6) 本業務を継続して行う場合は、期間満了1ヶ月前に許可申請すること。</p>